

でんさい割引申込書

自社のPCから
記録請求する場合

申込年月日 令和 年 月 日

割引希望日 令和 年 月 日

金沢信用金庫 御中

申込人
住所
氏名
電話番号 ()

・裏面の記載内容を確認し、下記の電子記録債権の割引を申し込みます。
 ・株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」という。)の業務規程第23条第1項に基づく譲渡・分割譲渡記録請求の手続については、申込人自らが行います。また、当該記録請求は貴金庫が定める日時までに行うこと及び申込人を電子記録保証人とする保証記録を随伴させることについて承諾します。
 ・貴金庫以外に開設されている債権者口座にかかる電子記録債権については、割引申込みに際し、当該電子記録債権の内容を確認できる資料を提出いたします。
 ・貴金庫が、譲渡された電子記録債権を返還する場合の貴金庫による記録請求の手続は、でんさいネットが記録請求を制限していない期間において、貴金庫を電子記録保証人とする保証記録が随伴しない譲渡記録によって行われることとし、当該記録請求の手数料は申込人が負担します。

お客様のでんさいネット利用者番号・決済口座情報

支店名	支店コード	口座種別	決済口座番号						

■当金庫の利用者情報

利用者番号	0 0 0 0 0 0 4 D 7									
金融機関コード	支店コード	口座種別	口座番号							
1 4 4 0		別段預金	9 9 9 9 9 9 9							

申込金額				資金用途			
十億	百万	千	円				

■譲渡・分割譲渡(割引)対象債権

上段	記録番号(英数字20桁)		全部・一部	債権金額			割引(譲渡)金額		
下段	保証記録	債務者名		発生記録日(西暦)			支払期日(西暦)		
1			全部	百万	千	円	百万	千	円
	有			年	月	日	年	月	日
2			全部	百万	千	円	百万	千	円
	有			年	月	日	年	月	日
3			全部	百万	千	円	百万	千	円
	有			年	月	日	年	月	日
4			全部	百万	千	円	百万	千	円
	有			年	月	日	年	月	日

<営業店使用欄>

受付日	融資申込承認日	申込番号(英数字13桁)	照合印

営業部店名	本部送達日	係印	検印

<本部使用欄>

融資審査仮登録日	登録者印	融資審査承認日	承認者印

私は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）が電子債権記録機関となる電子記録債権（以下、「でんさい」という）の割引を金沢信用金庫（以下、「貴金庫」という。）に申し込むにあたり、貴金庫と締結した「信用金庫取引約定書」の各条項、でんさいネットの「業務規定」および「業務規定細則」ならびに「きんしん電子記録債権サービス利用規定」の各条項を遵守し、以下の条項について確約します。

第1条（割引申込）

私は、でんさいの割引を貴金庫に申し込むにあたっては、原則、貴金庫所定の日時までに貴金庫所定の「でんさい割引依頼書」を貴金庫に提出し、株式会社しんきん情報システムセンターを使用した割引申込を行う（私が貴金庫に依頼し、貴金庫が私に代行して株式会社しんきん情報システムセンターを使用した割引申込を行う場合を含む）。また、対象とするでんさいについて、貴金庫所定の日時までに、貴金庫を譲受人とする譲渡記録および私を電子記録保証人とする保証記録（債権額の一部の割引を申し込むでんさいについては、分割記録、譲渡記録および保証記録）の請求をします。また、私が割引を申し込むでんさいについては、支払不能および差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分による差押え等の記録がないことを保証します。

貴金庫は、私が割引を申し込んだでんさい（以下、「割引申込でんさい」という。）に関して、でんさいネットに対し情報開示を求めることができるものとし、私は貴金庫に対し必要な協力をします。

貴金庫は、割引申込でんさいの全部について、割引申込を承諾しないことがあります。また、そのうちの一部のでんさいについてのみ割引申込を承諾して割引の効力を生じさせ、残りのでんさいについては割引申込を承諾しないこともあります。

割引申込でんさいの全部または一部について貴金庫が割引申込を承諾しないことによって、私になんらかの損害が生じた場合であっても、貴金庫は、その損害について一切責任を負いません。

第2条（効力発生日）

でんさいの割引は、私に対する通知の有無にかかわらず、貴金庫が私の割引申込に対する承諾を決定した時にその効力を生ずるものとし、

貴金庫は、割引希望日にかかわらず、前項の決定後合理的期間内において割引金の支払日を定めることができます。

第3条（でんさいの返還）

割引申込を貴金庫が承諾しなかった割引申込でんさいであって、貴金庫を譲受人とする譲渡記録がされたものについては、貴金庫は、遅滞なく、前記譲渡記録を削除する旨の変更記録、または私を譲受人とする譲渡記録（保証記録を付さないものとする。）をでんさいネットに対して請求するものとし、ただし、でんさいネットが電子記録の請求を制限する期間は、この限りではありません。

私は、前項に定める私を譲受人とする譲渡記録について異議を述べず、また、その譲渡記録の手数料は、私が負担します。

貴金庫は、第1項のでんさいの電子記録名義人であったことに関し、私に対して利息の支払その他一切の支払義務を負いません。

第4条（電子記録保証債務の期限の利益の喪失）

貴金庫が割引いたでんさいに係る債務者について、信用金庫取引約定書第5条第 項に掲げる事由の一つにでも該当した場合、そのでんさいに係る私の電子記録保証債務は期限の利益を失うものとし、私は直ちに弁済します。

第5条（支払不能時の買戻し）

私は、信用金庫取引約定書第6条第 項に定める場合のほか、貴金庫が割引いたでんさいについて、理由の如何を問わず支払期日に支払がなかった場合には、直ちにそのでんさいを買戻すことを確認します。

第6条（期限前買戻し）

私は、自己の事情やその他の理由により、貴金庫に買戻しの依頼をするときは、支払期日の7銀行営業日前までに行うこととします。なお、支払期日の6銀行営業日前以降に買戻す場合には、貴金庫から私への譲渡記録が支払期日の3銀行営業日以降となることをあらかじめ確認します。

第7条（譲渡記録等の前の取得金の取扱い）

信用金庫取引約定書または本書の条項に基づき、私を譲受人とする譲渡記録その他の電子記録を貴金庫が請求しなければならないでんさいについて、貴金庫がその債務者から支払を受けた場合、貴金庫がその取得金を保持する相当の理由があるときまたは貴金庫が相当の期間内に私にその取得金を支払ったときは、貴金庫は、私に対してその取得金に関する利息、損害金の支払その他一切の支払義務を負いません。

以上

なお、用語の定義は、「電子記録債権法」、「でんさいネット業務規程」および「でんさいネット業務規程細則」において、使用する用語の例によります。